

貨物利用運送事業法に基づく事業の種別等の掲示

2026年1月6日
中京海運株式会社

貨物利用運送事業法第9条及び同法施行規則第13条の規定に基づき、下記の通り掲示します。

1. 事業の種別

第一種貨物利用運送事業

2. 利用運送に係る運送機関の種類

外航海運

3. 運賃及び料金

消費者を対象としないため省略

4. 利用運送約款

FIATA複合運送証券(FBL)標準約款(1992)

FIATA複合運送ウェイビル(FWB)標準約款(1997)

5. 利用運送の区域又は区間

(国内) 名古屋港 神戸港 他

(国外) アジア地域、他

6. 業務の範囲

限定無し

以上